

山口和之氏が 監査委員に 再任されました

3月定例会市議会において同意を得て、監査委員として山口和之氏(駒形)が再任されました。



▶問い合わせ 監査委員事務局(内線324)

「空き家情報の連絡に関する協定」と 「空き家の適正管理に関する協定」を締結しました

2月17日、市では行田市自治会連合会と「空き家情報の連絡に関する協定」を、公益社団法人行田市シルバー人材センターと「空き家の適正管理に関する協定」をそれぞれ締結しました。

「空き家情報の連絡に関する協定」では、自治会連合会が市に対して空き家に関する情報提供などを行い、市は空き家の所有者に適正管理の指導を行います。次に、「空き家の適正管理に関する協定」では、市が空き家の所有者に対してシルバー人材センターが行う空き家の管理業務の情報提供を行い、シルバー人材センターは空き家の所有者からの依頼に基づき管理業務を行います。

協定を締結した工藤市長は「安心して暮らせる地域づくりのために、それぞれの強みを生かしながら空き家対策により一層取り組んでいきたい」と意気込みを語りました。

▶問い合わせ 開発指導課建築指導担当 ☎550-1551



空き家に関する協定を締結した阿久津自治会連合会会長(左)と野原シルバー人材センター副理事長(右)

「行田の足袋製造用具及び製品」が 国登録有形民俗文化財に登録されました

国の文化審議会を経て、「行田の足袋製造用具及び製品」が3月2日に国登録有形民俗文化財に登録されました。県内では、狭山茶の生産用具(入間市)に続いて2件目の登録となります。

行田足袋の歴史

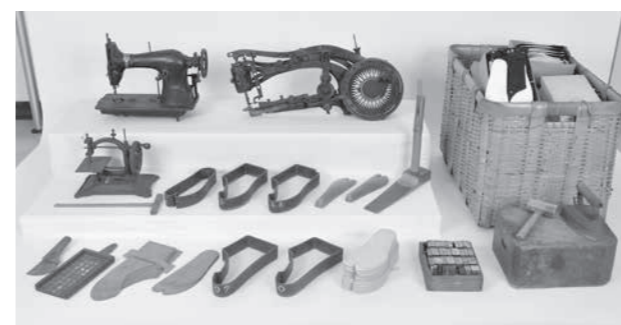
いつから行田で足袋が製造されるようになったのかは確定できませんが、享保年間(1716～1735)の行田町絵図に足袋屋が記載されていることから、この時期には、行田で足袋屋の営業が始まっていたことが分かっています。また、明和2年(1765)の「木曾東海両道中懐宝図鑑」には、「忍のさし足袋名産なり」とあることから、行田で足袋生産が盛んに行われていた様子が想定できます。

行田は、周辺地域が木綿の産地であったことから、安定的な材料を確保することができた上、江戸に近いこともあり、製品の販路を江戸や東北地方に求めることができたのです。明治時代になり、足袋の製造にミシンが導入されると生産量が向上し、「行田の足袋」が全国に知られるようになりました。なお、最盛期は昭和13年で、足袋の生産量は年間約8,000万足、全国生産の8割を占めていたといわれています。



足袋工場の様子(大正3年)

登録された足袋用具や製品を解説します



行田の足袋製造用具および製品

国登録有形民俗文化財に登録された「行田の足袋製造用具及び製品」は、郷土博物館が所蔵する足袋製造道具と製品を合わせて4,971点です。これらの資料には、各製作工程に関する用具が多く収集されており、裁断用の包丁をはじめ、型紙・仕上げ用の木槌や返し棒、金型やミシンなどがあります。また、小売販売に関する資料として、各製造業者の商標ラベルとその原画をはじめ、広告や看板類、商標名簿などが含まれています。製品としては、ひも足袋やこはぜ足袋などがあり、わが国の代表的な履き物の一つである足袋の形態と、その変遷を理解することができる資料です。

これらの資料は、足袋産業の特色を示しているとともに、足袋製造の実態や製品の形態を理解する上で貴重なものです。また、近代に導入された用具類は、手作業から機械化へと展開していった過程をよく示しています。こうした点が、足袋の製造技術の変遷を考える上でも注目されることから、今回、国登録有形民俗文化財に登録されました。

登録有形民俗文化財とは

平成16年に文化財保護法が改正され、それまで建造物だけであった登録制度が民俗文化財や美術工芸品、記念物にまで拡大されました。このうち、民俗文化財については、原則として近代以降に普及したもので、生活用品、工業製品などのうち、国や自治体が文化財指定をしていない有形民俗文化財が対象となり、現在、全国で36件登録されています。

▶問い合わせ 郷土博物館 ☎554-5911

ふるさと納税に対する記念品の 協力事業者を募集します

市では、7月からふるさと納税をした方への記念品として特産品などの提供を予定しています。

そこで、米や野菜・果物・菓子・加工食品・衣料品など、市の特産品や名産品を提供・送付していただける事業者を幅広く募集します。



▶応募記念品の条件

- 次の全ての条件を満たすことが必要です。
 - 市内で栽培、生産、加工しているものや、生産者表示が市内の住所になっているもの。または、「行田」や「行田を連想させる文字(忍城、古代蓮など)」がパッケージなどに入っているもの(複数の商品の詰め合わせも可能)。
 - 3,000円相当の商品を、全国への送料や梱包費などを含め4,000円以内で提供できること。
 - 食料品については、寄付者に到着後、3～4日程度の消費期限が保障できること。
- ※詳しくは、応募書類をご確認ください。

▶協力のメリット

- 市ホームページやチラシなどに記念品の画像や企業名を掲載します。

- 記念品発送時に自社パンフレットなどを同封することにより、自社製品をPRすることができます。

▶応募方法

企画政策課で配布している応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、5月8日(金)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課

【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp
なお、市で審査を行い、結果は6月ごろに応募事業者へ通知する予定です。

▶問い合わせ 同課企画・改革担当(内線309)